

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

松原市の洪水ハザードマップによると、氾濫の可能性がある河川は「大和川」「西除川」「東除川・落堀川」であり、各河川における被害想定は以下の通りである。

氾濫河川	降雨量	浸水深 0.5mm~10mmの地域
大和川	12時間総雨量 316mm	天美北、天美西、天美南、三宅西、三宅中、大堀、若林、
西除川	24時間総雨量 904.1mm	天美北、天美西、天美我堂、北新町、天美南、天美東
東除川・落堀川	24時間総雨量 904.1mm	大堀、若林、

(土砂災害)

なし

(地震)

松原市で想定している地震は、①上町断層帯地震 ②南海トラフ巨大地震 であり、30年以内の発生確率は①が2~3%②が70~80%である。また、最大震度も①では6弱~6強、②では6弱と予想されている。

	30年以内の発生確率	最大震度
上町断層帯地震	2~3%	6弱~6強
南海トラフ巨大地震	70~80%	6弱

	建物被害		死者数	負傷者数	避難所生活者数
	全壊棟数	半壊棟数			
上町断層帯地震	10,200棟	9,200棟	150人	1,400人	17,700人
南海トラフ巨大地震	299棟	3,379棟	14人	516人	1,895人

【資料】松原市総合防災ガイドマップ

<https://www.city.matsubara.lg.jp/kurashi/anken/7/gai-domappu/bousai-gai-domappu/14266.html>

(2) 商工業者の状況

(事業所数)

商工業者数 4,607事業所 (出典：平成28年経済センサス-活動調査)

中小企業者数 4,569事業所 (出典：平成28年経済センサス-活動調査)

小規模事業者数 3,372事業所 (出典：平成28年経済センサス-活動調査)

管内事業所数は、2009年5,238事業所、2012年4,881事業所、2014年4,889事業所、2016年4,607事業所と近年減少傾向である。

業種では、卸売・小売業が全体の1,069事業所(23.3%)、製造業727事業所(15.9%)、宿泊業・

飲食サービス業 566 事業所 (12.3%) となり、全体の 51.2% (2,362 事業所) を占める。また、小規模事業所数は 3,372 で、全事業所の約 73% は小規模事業者である。

(3) これまでの取り組み

〈松原市の取組〉

- ・松原市地域防災計画の策定

災害対策基本法に基づき、地域に係る防災・減災対策などに関し、関係機関等が処理すべき業務の大綱等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

【資料】松原市ホームページ

https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/kiki_kanri/1/1/3/14930.html

- ・総合防災訓練

年に 1 度、「もしもの時にどう動く？防災訓練で動ける自分に」をテーマに、市内小中学校で防災訓練を実施。地域・消防・学校・市で構成される避難所運営ネットワークのメンバーによる避難所開設・運営訓練やシェイクアウト訓練、最寄りの小中学校への避難訓練などを実施。

〈松原商工会議所の取組〉

- ・事業継続計画 (BCP) の周知
- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・被災者への救助物資の確保

毛布 (20 枚)、手動懐中電灯 (409 個)、保存水 (36 本)

- ・指定緊急避難場所 (災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合に一時的に避難する場所) 登録

②課題

- ・事業継続力強化計画等の BCP 関連情報について、管内事業所の理解度や計画の策定状況が把握できていないこと
- ・周知活動を通して体感する管内事業所内の BCP に対する認知度の低さ

③目標

- ・実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標
令和 5 年度：10 事業者
令和 6 年度：10 事業者
令和 7 年度：10 事業者
令和 8 年度：10 事業者
令和 9 年度：10 事業者
- ・実施期間中における広報活動による BCP 計画の周知数の目標
地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
令和 5 年度：1,500 事業者
令和 6 年度：1,500 事業者
令和 7 年度：1,500 事業者
令和 8 年度：1,500 事業者
令和 9 年度：1,500 事業者
- ・発災時における連絡体制を円滑に行えるよう、松原商工会議所と松原市との間における被害情報の報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

④その他

松原商工会議所の事業継続計画の有無：無（令和5年8月頃を策定予定日とする。）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年9月1日～令和10年3月31日）

⑥事業継続力強化支援事業の内容

・松原商工会議所と松原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要等の周知を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

・大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援
・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援

c) 管内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

・窓口相談や巡回相談時、セミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度6弱の地震、大和川の氾濫）が発生したと仮定し、松原市と松原商工会議所との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 松原商工会議所自身の事業継続計画の策定

令和5年8月頃までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等の連携

・専門家等と連携し、BCP 策定支援を実施する。
・関係機関への BCP セミナー等の事業周知を連携する。

g) フォローアップ

・松原市市民生活部産業振興課と松原商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 日以内に職員の安否報告を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否)
- ・ 大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等を松原商工会議所と松原市で共有する。)

b) 応急対策の方針決定

松原商工会議所と松原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針をあらかじめ作成する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

【豪雨による水害】

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に上席の指示のもと出勤する。

【地震による災害】

職員や家族の安全を第一確保する。次に、職員の住居等、被災状況を上席に報告し、出勤が可能であり安全が確保できた場合に出勤する。

以上の勤務基準を満たす職員で事務局長の指示のもと役割分担を決める。

- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に松原商工会議所と松原市で情報共有する。

※被害規模の目安は、以下を想定する。

大規模な被害がある	・ 地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統、連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・ 本計画により松原商工会議所と松原市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	2 日に 1 回共有する
2 週間～3 週間	1 週間に 1 回共有する
1 か月以降	必要に応じて報告する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

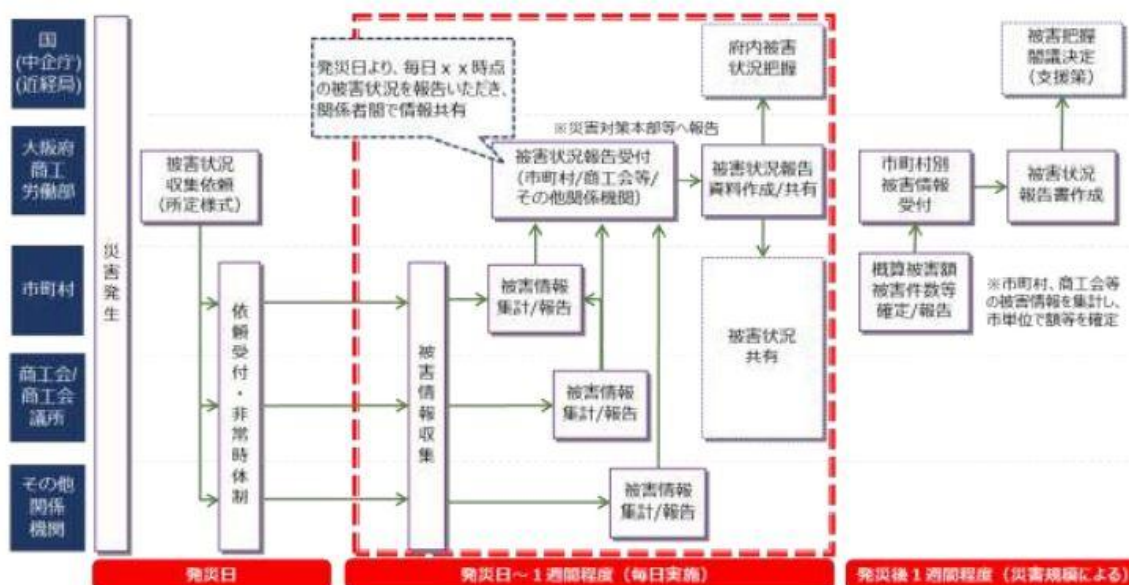
- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 松原商工会議所と松原市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて松原商工会議所が大阪府へ

報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、松原商工会議所と松原市で相談・決定する。
(松原商工会議所は国の依頼を受けた場合または独自の判断で特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、松原市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

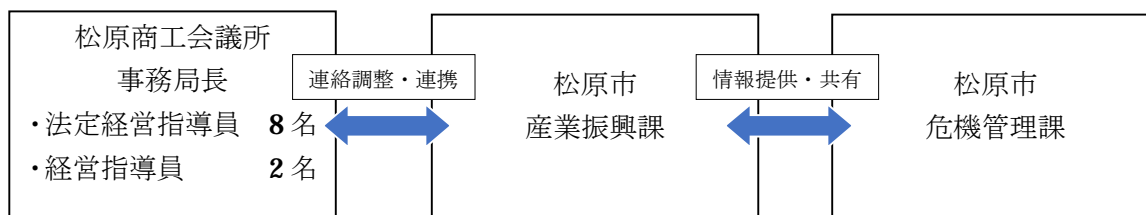
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年6月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 端山 宗尚（連絡先は (3) ①参照）

法定経営指導員 西 功太郎（連絡先は (3) ①参照）

法定経営指導員 大坪 一樹（連絡先は (3) ①参照）

法定経営指導員 小山 英太（連絡先は (3) ①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

・松原商工会議所

〒580-0043 松原市阿保1丁目2番30号

TEL：072-331-0291（代表）

FAX：072-332-5720

e-mail：m-cci@matsubara-cci.or.jp

②関係市町村

・松原市役所 市民生活部 産業振興課

〒580-0043 松原市阿保1丁目1番1号

TEL：072-334-1550（代表）

・松原市役所 市長公室 危機管理課

〒580-0043 松原市阿保1丁目1番1号

TEL：072-334-1550（代表）

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【松原商工会議所】

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
専門家謝金	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大阪府補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【松原市】

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					
専門家謝金					
協議会運営費					
セミナー開催費					
パンフ、チラシ作製費					
防災、感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等